

特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方に関する住民説明会

- 1 日 時 令和4年5月13日（金）13：00～13：45
- 2 場 所 サンライフ福島 2階大研修室（福島市）
- 3 出席者（町側） 伊澤町長、平岩副町長、館下教育長、中野住民生活課長、橋本秘書広報課長、高橋健康福祉課長、横山復興推進課長、中里戸籍税務課長、相楽農業振興課長、藤本建設課長、佐藤建設課支援員

出席者（国・県側） 辻本原子力災害現地対策本部副本部長、黒田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、佐藤内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官、須賀福島地方環境事務所環境再生課課長、中井復興庁原子力災害復興班参事官、早川内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐、志鎌福島地方環境事務所廃棄物対策課対策官、竹内復興庁原子力災害復興班参事官補佐、宮川原子力災害現地対策本部主査、小林内閣府原子力被災者生活支援チーム主査、新村福島地方環境事務所環境再生課専門官、新妻福島県避難地域復興課課長、諏訪福島県避難地域復興課主査、吉富福島地方環境事務所県中県南支所富岡分室専門官

- 4 町民出席者 12人

5 町長あいさつ（伊澤町長）

皆さんこんにちは。長期にわたる避難生活大変お疲れ様でございます。本日は特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方に関する住民説明会の案内をしましたところ、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて午前部では特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご説明をさせていただき、ご意見をいただいたところですが、午後部では特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に関する取組の進め方についてご説明させていただきます。国では、令和3年8月に特定復興再生拠点区域外への帰還居住に向けた避難指示解除に関する考え方を決定し、2020年代をかけて、帰還意向のある町民の皆さんが帰還できるよう、帰還意向を丁寧に把握して特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除の取組を進めていくとしております。本日は国から町民の皆さんへ、今後の特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組などについてご説明をさせていただきます。この住民説明会後に対象となる世帯の皆様には帰還のご意向を伺いする意向確認を行わせていただくこととなりますが、今回の説明会では、その前に町民の皆さんからご質問やご意見を伺いたいと思いますので、どうぞ、宜しくお願いいたします。

6 国からのあいさつ（原子力災害現地対策本部 辻本副本部長）

現地対策本部の辻本でございます。本日は午前引き続きこのような機会をいただきましてありがとうございます。まず、最初に11年を超える避難指示が続き、避難生活を余儀なくされている双葉住民の方々、大変申し訳ございません。改めてお詫び申し上げます。こうした状況ではございますけれども、午前の部では復興再生拠点について説明をさせていただきました。復興再生拠点の避難指示解除が6月以降を目標にこれから議論されていく過程に向かっている所でございます。一方で復興再生拠点外につきましては、長きに渡って一体どうなるのかという方針が示せないまま時間が過ぎておりました。先ほど町長からもお話ございましたけれども昨年の8月の終わりになりますけれども、政府として復興再生拠点外に関して住民のご帰還に関する方針の整理をさせていただきました。秋以降、双葉町は勿論のこと、大熊、富岡、葛尾、飯館、浪江といった町村の方々、議会、行政区長の方、住民の方に説明を重ねてまいりました。こうした中で本日双葉町の住民の皆様にも機会をいただきまして改めて感謝いたします。復興再生拠点区域外の方針につきましてはまだ方針という段階になります。まだまだ見えていない部分がたくさんあるかと思えます。住民の方々のご不安、ご懸念気になる点多々あるかと思えます。本日はそういった貴重なご意見を頂戴してこれから具体化が進んでいく復興再生拠点外の避難指示解除に向けてどういう形で進めていけるのかという所について考え方の方針を今後はっきり具体化させていく。そういった事の繋がりになるような会議になればというように思っています。本日は何卒よろしくお願いいたします。

7 説明（内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官）

○特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた今後の進め方について

8 質疑応答

■（町民：男性 三字行政区）

三字の目迫に住んでいた●●です。大変お世話になっております。あのちょっと確認をしたいのですが全町、町全体を除染するという話は無くなったと。帰る人の建物の除染に切り替わったと。そういうことでしょ。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官）

ご指摘ありがとうございます。全町を除染をするべきであるというご指摘があるということは、町長をはじめ、町の皆様、議会からも頂戴をしております。ただ、今回お示しできている方針で、そこまですべてをお示しできているものではない、というところがございます。残ってしまう家屋や土地の扱いについては、我々はしっかり引き続きどうしていくかを考えていきたいという風に考えてございます。今回の方針は、ご意向を頂戴し、その対象となるご自宅を中心としたお戻りいただく生活圏をしっかりと除染させていただ

く、そういった方針でございます。

(町民：男性 三字行政区)

あんまりわかんねえな。もうちょっと簡単に言ってもらえるか。私の集落は26件ある。26件は全部除染していただけるのですか。それから、例えば3人帰った場合、3人分しかやらないのですか。それに対する答えです。そんなめんどくさいこと言ってもらえないです。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

ご指摘ありがとうございます。あの3人とお話いただきましたけども、ご意向を頂戴した皆様の範囲をしっかりと除染させていたという方針でございます。それ以外の所をどうしていくか、方針まで今回お示しできていません。申し訳ございません。

(町民：男性 三字行政区)

じゃやらないってことね。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

やらないというわけではなく、今後の課題として、我々はしっかりと検討していきます。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

すみません。あのまさに3人というところで、3人お帰りになるといった場合に、例えばAさん、Bさん、Cさんがポツポツとあって、そこだけをやってその隣をやらないことはございません。当然ながら、Aさんがお帰りになった時にその敷地があってそこでピタッと止まって除染をしないっていうことはないと思っています。これは、安心してお戻りいただく際に放射線量を下げるといのは拠点のときでもそうでしたし、拠点外も当然そうだと思います。従いまして、このAさんのご自宅がこの範囲だとした場合に、その周りのところもしっかり下げていくと。これがAさん、Bさん、Cさんとなった場合、当然、面的にその繋がりのある生活環境全体を除染をしていく、という風なことで考えています。ただ、すみません。ちょっと、もごもご言って大変申し訳ありませんでした。実際どういう風になるかは最後に地図に落とす上で見ていただかないとよく分からないと思っています。そのためにまずご意向確認させていただいて、もう形に地図に落とす上で、実際に皆様にまた見ていただくと、こういうプロセスをさせていただきたいと思いません。したがって、もしお戻りになるときに一人お戻りになると、とにかくこの一角だけが除染されて、ここも、ここも、ここも、ここもしないというふうにはならないという風に我々はやるつもりであります。

(町民：男性 三字行政区)

はい、期待しております。それから、最後にしようと思いますが、1番うちらがひっかかっているのはね、残された土地なんですよ。ここにも書いてありますけどね。うん。5ページに、下から帰還意向のない家屋を国が解体し、土地を買ってほしい。これはみんな思っている事ですよ。おそらくまた話して、それ不可能だと思います。不可能であれば、土地の有効利用だけを考えてください。我々農業やれって言われて、こんな歳で双葉まで行ってやれるわけないんだからね。例えば、原発、電力、土地利用はなんだったかな、除染した後に太陽光発電所、双葉町に全部作って、東電に買ってもらう。そういうことやって思い切った政策をしないと、ため池を作るとかね、水路をやるなんて、終わってますよ、もう。新しいひとつひとつの双葉町の復興を考えないと。そういうちょっと皆さん環境省や国の方々に提案したいと思ってますよ。私は協力しますよ、土地もってますから。是非お願いします。以上です。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

まさに双葉町全体を復興していくために、双葉町の全体として、どうしていくのかということは、整理したものが必要だと思っています。その上で、午前中に配布しました地図データをご覧いただくと、拠点外非常に広いという状況の中で、まずはそのご帰還される方、とりあえずどんどん1人残らず除染をしてしっかり戻っていくような形を作りたいと思います。その結果、いずれどこかのタイミングでこの土地はこう固まったけど、どうなるのかって見えてくるような気がいたします。その時に土地をどう有効活用していくのか、双葉町の発展のためにどういう形が1番いいのか、といったところについては、まさに町長以下しっかり我々もですねご相談させていただきながら、双葉町の発展をどうしていくのかという観点から、そのあたりについてもしっかり考えていくという風な流れをぜひ作っていただければと思っています。我々の想いを申し上げましたが、とにかくお戻りになりたい方に必ず戻っていただけるように、とにかくこの取組を徹底的に追求させていただきたい。それをまず注力していきたいという風に思っています。

(伊澤町長)

私の考えというか、町としての取組、考えを、ちょっとお話をさせていただきたいと思っています。先ほど●●さんから帰還困難区域は希望した人たちだけしか除染をしないのかっていう風なお話がありました。その前の国の方針というのは、帰還困難区域はどんなに時間がかかろうとも全て避難指示解除する。これがベースですから。私たちは今回、2020年代に帰還困難区域の皆さんが私帰りたっていう手を挙げた人たちだけをやるっていう考えは持っていません。帰還困難区域全てを避難指示解除するっていうのはその土台ベースは変わってないっていう風にとっています。ですから希望する人はもちろんですけども、先ほど辻本(副)本部長がおっしゃったように、例えばABCってやった時にAさん

とCさんは戻ります。で、Bさん戻らない。その間になった時にここだけこうちょん切って除染をしたって、そこは戻って生活できないですから。ですから簡単に申し上げますと、その手を挙げないBさんだって除染をしなくてはならない。そういう風な私たちは受け取りをしております。これは国との協議の中で決まったエリア、人が生活するのにこのぐらいの規模感っていうのが今まだ見えてこないっていうことが1つ今、これ悩み、というか問題点だと思っております。そういった部分で、皆さんが戻って生活するのにこのぐらいの規模感っていうのは絶対あるはずですから、生活するのにそこにポツンと、あのぼつんと一軒家じゃないですけど、そんなところで生活できるかっていうと、今この現状ではできません。そういったところが幅広く除染をして、その人たちが生活するのに、町、例えば出てきた時に道路であったり、そのいわゆる生活圏っていう部分に関して、これもセットで除染をしなかったら生活もできませんし、離れ小島になってしまいますから、そういう風な除染の仕方はやらないという風に私は思っておりますし、そういった部分では、国にしっかりと我々も要求をして皆さんのご意向に沿ったように取り組んでいく。そういう考えでおりますので、決して帰還困難区域のポイントポイントということではなくて、将来的には必ず全域の除染さらには解体、そして避難指示解除という風な目的は持っておりますし、それを達成するというのは、国の責任においてこれはやらなくてはならないことですので、町としてはそういう風な考えで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

9 閉会